

社会福祉法人 新潟臨港福祉会

ショートステイ桃山園 運営規程

令和1年12月1日改定

第1章 総則	
第1条（目的）	1
第2条（指定短期入所生活介護の運営の方針）	1
第3条（指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針）	1
第4条（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営）	1
第5条（事業所の名称及び所在地）	2
第2章 定員及び人員、設備に関する基準	
第6条（利用定員）	2
第7条（職員の職種、員数及び職務内容）	2
第8条（設備及び備品等）	3
第3章 運営に関する事項	
第9条（重要事項等の説明及び同意）	3
第10条（受給資格等の確認）	3
第11条（指定短期入所生活介護の内容）	4
第12条（指定介護予防短期入所生活介護の内容）	4
第13条（身体拘束廃止の取組み）	5
第14条（相談及び援助）	5
第15条（機能訓練）	5
第16条（通常の送迎の実施地域）	5
第17条（サービス利用に当たっての留意事項）	5
第18条（緊急時の対応）	5
第19条（協力医療機関）	5
第20条（事故発生時の対応）	6
第21条（掲示）	6
第22条（苦情処理等）	6
第23条（秘密保持）	6
第24条（個人番号の取扱い）	6
第25条（地域との連携）	6
第26条（管理者による管理）	7
第27条（勤務体制の確保）	7
第28条（職員の研修）	7
第29条（緊急時における対応方法）	7
第30条（非常災害対策）	7
第31条（衛生管理等）	7
第32条（記録の整備）	8
第4章 利用料	
第33条（指定短期入所生活介護等の利用料等）	8
第34条（高額（予防）介護サービス費の受領委任契約）	9
第5章 補足事項	9
第35条（雑則）	9
附 則	9

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人新潟臨港福祉会(以下「事業者」という。)が開設する、ショートステイ桃山園(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者(以下「利用者」という。)に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(指定短期入所生活介護の運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 4 前項のほか「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第92号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針)

第3条 事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。
- 4 前項のほか「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第19号)」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営)

第4条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ショートステイ桃山園
- (2) 事業所の所在地 新潟市東区桃山町1丁目114番7

第2章 定員及び人員、設備に関する基準

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は20人とする。

- 2 前項に定めるほか、併設する特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をした入所者の居室を利用して、指定短期入所生活介護等を提供できるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する職員(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名

職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 1名

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1名以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

- (4) 看護職員 1名以上

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

- (5) 介護職員 6名以上

利用者の入浴、排せつ、食事等の介護など利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名以上

利用者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

- (7) 管理栄養士 1名(特別養護老人ホーム桃山園兼務)

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。

- 2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

- 3 空床型については、第1項の定めにかかわらず特別養護老人ホームに勤務する従業者の配

置によるものとする。

(設備及び備品等)

第8条 居室及び施設設備等は下記のとおりとする。

- (1) 居室
 - (2) 食堂・デイルーム
 - (3) 機能訓練室
 - (4) 一般浴室・特殊浴室
 - (5) トイレ
 - (6) 洗面設備
 - (7) 医務室・静養室
 - (8) 面談室
 - (9) スタッフルーム
 - (10) 調理室
 - (11) 洗濯室
 - (12) 汚物処理室
 - (13) 介護材料室
 - (14) 地域交流スペース
 - (15) 宿直室
- 2 当該事業所は、特別養護老人ホームと併設する事業所であり、効率的運営のため、上項第3号から第15号の施設設備は、利用者の処遇に支障をないよう配慮し、特別養護老人ホームと併用して使用する。また、次の各号の設備についても、特別養護老人ホームと併用し設置する。
- (1) 非常災害設備
 - (2) エレベーター
 - (3) ナースコール
 - (4) 避難滑り台

第3章 運営に関する事項

(重要事項等の説明及び同意)

第9条 事業所は、指定居宅サービスの提供開始に際して、あらかじめ利用者又は家族等(保証人)に対し、契約事項の説明、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行ない、サービス提供開始について利用者又は家族(保証人)の同意を得なければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 事業所は、サービス提供を求められた場合は、利用者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

(指定短期入所生活介護の内容)

第11条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所する利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (4) 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第12条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (5) 事業所は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(身体拘束廃止の取組み)

第13条 利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合(①切迫性②非代替性③一時性かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限られる)についてのみ身体拘束を行うことがある。

- 2 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない。
- 3 その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(相談及び援助)

第14条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を実施するものとする。

(機能訓練)

第15条 事業者は、利用者に対して、その心身の状況に応じて、日常生活を営むに必要な機能を回復し、又は、減退を防止のための訓練を行うものとする。機能訓練は、機能訓練室における訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事等の実施を通じた機能訓練を含むものであることを十分に配慮し行うものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第16条 通常の送迎の実施地域は新潟市東区・中央区・北区・西区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第17条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
 - (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - (3) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
 - (4) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。
- 2 前項第4号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

(緊急時の対応)

第18条 職員は、指定短期入所生活介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(協力医療機関)

第19条 事業所は、緊急を要する治療等を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定める。協力医療機関名は、重要事項説明書に記載する。

(事故発生時の対応)

第20条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 自己が発生した場合の対応及び事故発生の防止のための指針を整備しなければならない。
- 4 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しなければならない。
- 5 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(掲示)

第21条 事業所は、当該事業所内に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(苦情処理等)

第22条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。
- 5 苦情の受付担当者、苦情受付責任者及び苦情解決第三者委員については、重要事項説明書に記載するものとする。

(秘密保持)

第23条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(個人番号の取扱い)

第24条 事業所は、利用者及びその家族等(保証人)の個人番号の管理は原則行わないものとする。

(地域との連携)

第25条 事業所は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力をを行い、地域との交流に努めるものとする。

(管理者による管理)

第26条 事業所の管理者は、専ら当該事業所の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することができる。

(勤務体制の確保)

第27条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供することができるように従事者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

(職員の研修)

第28条 事業所は、職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に指定短期入所生活介護等を提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

- 2 事業所は、次の各号に定める研修を実施するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 3 事業所は、研修計画を策定し実施しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第29条 身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

- 2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応をするものとする。
- 3 利用者が予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応とする。

(非常災害対策)

第30条 事業所は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 施設長又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
- 3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第31条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。

- 2 事業所は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について当該事業所の従業者に周知徹底を行わなければならない。

- 3 事業所は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備しなければならない。
- 4 事業所は、当該事業所の従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を年2回以上実施しなければならない。

(記録の整備)

第32条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護画及び介護予防短期入所生活介護計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由
 - (4) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (5) 苦情の内容等に関する記録
 - (6) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

第4章 利用料

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第33条 指定短期入所生活介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告第127号)」に定める額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(1日あたりの費用)

利用者負担段階		朝食	昼食	夕食	1日あたり	
利用者負担 第1段階	生活保護受給者	/	/	/	300円	
	世帯全 員が市 町村民				老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額が [※] 80 万円以下の方	390円
利用者負担 第2段階	税非課 税者				利用者負担第2段階以外の方(課税年 金収入が80万円越266万円未満等	650円
利用者負担 第3段階	上記以外の方				403円	555円
利用者負担 第4段階						

(2) 居住に要する費用(1日あたりの費用)

利用者負担段階			滞在費	
			1人部屋	4人部屋
利用者負担 第1段階	生活保護受給者			
		老齢福祉年金受給者	320円	0円
利用者負担 第2段階	世帯全員 が市町村 民税非課 税者	課税年金収入額と合計所得金額が80万円 以下の方	420円	370円
利用者負担 第3段階		利用者負担第2段階以外の方(課税年金 収入が80万円越266万円未満の方など)	820円	370円
利用者負担 第4段階	上記以外の方		1,251円	855円

(3) 利用者の希望による特別な食事の提供に要する費用 実費

(4) 理美容代 実費

(5) 短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

ロ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用

- 3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号から第3号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(高額(予防)介護サービス費の受領委任契約)

第34条 利用者が介護給付費のうち高額(予防)介護サービス費を受ける場合、事業所と受領委任契約を行なうことにより、利用者の一時的な負担を軽減するため、保険者が利用者の支払うべき介護保険サービス利用料のうち、償還給付で保険者が利用者に支払うべき費用の相当額を直接、事業者を支払う運用を行うことができる。

第5章 補足事項

(雑則)

第35条 この運営規程の定めのない事項は、その都度協議し、利用者への対応及び処遇、その他方針については施設長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する(平成28年3月24日)。

- 2 平成12年4月1日より施行したショートステイ桃山園運営規程は、平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程を一部改正し、令和元年11月1日より施行する(令和元年10月31日)。

附 則

この規程を一部改正し、令和元年 12 月 1 日より施行する（令和元年 11 月 27 日）。